# いじめ防止基本方針

筑前町立三輪小学校

## 1 いじめ防止基本方針の目的

本校の学校教育目標「豊かな未来を創り出す子どもの育成」の具現化を目指し、その根幹となるいじめの防止等(いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処)の取組が、組織的かつ計画的に遂行されるよう「三輪小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

## 2 いじめの問題に対する考え方

## (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## (2) いじめの問題に対する考え方

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様に、生命又は身体に重大な危険を生じさせ得る。

また、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や学年等の所属集団の構造上の問題(例えば無秩序性や閉塞性)、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

いじめから一人でも多くの子どもを救うために、まずは、子どもを取り囲む教師・大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。学校におけるいじめの防止等の対策としては「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめへの対処」の取組を具体化し、次のような視点から備えることが必要である。

□集団づくり、体験活動等の「いじめを生まない教育活動の推進」
□定期的なアンケート調査や教育相談等による「いじめの早期発見の取組の充実」
□通報・相談体制や職員の対応能力育成研修等による「早期対応と継続的指導の充実」
□大人が子どもの悩みや相談を受け止められる「地域・家庭との積極的連携」
□警察・児童相談所・医療機関・法務局等の「関係機関との密接な連携」

# 3 いじめの防止等の取組

### (1) いじめの未然防止の取組

いじめの防止等については、被害者・加害者を発見するまでもなく、すべての子どもがいじ めに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の 取組を行うことが、最も合理的で最も有効な対策になる。

未然防止の基本は、すべての子どもが安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で主体的に参加・活躍でき、自分の伸びを実感できる授業や行事を進めていくことから始まる。居場所づくりや絆づくりを大事にした教育活動を進めていくことにより、すべての子どもに集団の一員としての自覚や自信が育まれ、互いを認め合える人間関係・学校風土を子ども自らがつくりだしていくことができる。

そこで、いじめの未然防止の取組を次の学力、心、自己有用感の3点から進めていく。

## ①学力【確かな学力の育成】

## 口全員参加の授業づくり

・明確なめあてのもと、自力解決、交流活動(ペア、グループ、全体)にどの子も参加し、 達成感を味わうことのできるアクティブ・ラーニングを構成する。

## □校内研修(授業公開)の実施

・授業を担当するすべての教員が年に1回は公開授業を行い、互いの授業を参観し合う機会を位置づける。その際、生徒指導の観点からも授業を参考にし合う。また、教職員の不適切な認識や言動が、子どもを傷つけたりいじめを助長したりすることのないよう校内研修を通じて教職員の人権感覚の育成を図る。

## ②心【規範意識・道徳性の育成】

### □基本的生活習慣と学習規律、「安心空間」の形成

・挨拶をする、忘れ物をしない、掃除や後始末をする、自分で時間を決めて勉強する等の 基本的生活習慣、チャイムが鳴ったら着席する、授業中の姿勢、発表の仕方や聞き方、 鉛筆の持ち方等の学習規律にかかる指導を徹底し、自律的な態度を育てる。また児童の 自己有用感が向上し、所属感と充足感を得ることができる教室環境づくり(安心空間) を目指す。

## □道徳教育、人権教育等の充実

- ・道徳教育全体計画において、「生命尊重」を全学年共通の重点項目とし、道徳科の時間の 充実を図る。
- ・人権に関する学習を学期1回実施し、系統的な学習を仕組むとともに、保護者との懇談会(7月)を行い、いじめ防止等をはじめ人権教育の啓発を図る。
- ・スマートフォンやタブレットを通じてインターネット上のウェブサイトの掲示板やSNS、オンラインゲーム等に悪口や誹謗・中傷を書き込む、メールを送る等の「ネットいじめ」を防止するため、学年に応じた情報モラル教育を行う。

#### 口いじめ問題に関する教職員の指導力の向上を図る研修会の実施

- ・いじめ問題に関する事例研究や児童理解の深化、教職員のカウンセリング能力の向上等 の研修会を開催し、児童の心の動きを敏感にとらえる豊かな感受性と、苦しみを理解し 支える共感性を高める。
- ・研修会の開催に当っては、「町いじめ問題解決に向けた外部専門家チーム」やスクール カウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用し、実践的な指導力の向 上を図る。

#### 口校長講話の実施

・「いじめはいけないこと」「何がいじめなのか」ということについてのメッセージを目指す子ども像と関連させて、校長が全校児童に講話を行う。(適宜)このことにより、「みんなが安心して学べる三輪小学校を創るために自分はどう行動したらいいか」を考えることにつながり、子ども自らが、学校からいじめをなくしていこうとする実践意欲を高めることが期待できる。

## ③自己有用感【居場所づくり・絆づくり】

□交流活動・ねらいに応じて全校や低・中・高学年部、学年部等で他者の役に立っている、 他者から認められているといった自己有用感を獲得していくことなどができ る交流活動・体験活動や児童会活動の充実を図る。

## 口児童会による取組

- ・各委員会の創意工夫による活動(あったか言葉等)
- ・各委員会による課題改善活動(あいさつ運動、室内での過ごし方等)

## (2) いじめの早期発見の取組

#### ①情報収集体制の整備

## 口定期的なアンケート調査の実施

毎月、学校生活アンケートを子ども対象に実施

## 口相談ポストの設置及び活用

・職員室付近に相談ポストを設置し、教職員等に直接相談できない子どももいじめを訴えることができる体制をつくる。教頭が毎日放課後にポストを確認する。

## 口校内組織への報告

・教職員がいじめを発見した場合やいじめに関する相談を受けた場合は、校内いじめ対策 委員会に報告する

## 口教職員間のコミュニケーションの維持

・毎週金曜日の終礼で「子どもの様子」に関する情報を教職員で共通理解する。

#### □外部の関係機関との連携

- ・学校運営協議会との連携を深め、保護者・地域からの見守りと情報収集を図る。
- ・必要に応じて、民生・児童委員に働きかけながら地域との連携・協働を進める。

#### 口家庭・地域との連携

- ・PTA活動において10月をいじめ撲滅月間とし、保護者用いじめチェックリストを活用 して保護者からの情報収集を図る。
- ・コミュニティ・スクールの取組として、各区の見守りボランティアによる「三輪小見守り隊」を起ち上げ、地域で通学時の子どもの気になる様子を報告してもらい、いじめや 犯罪から子どもを見守る体制を充実させる。
- ・学校いじめ防止基本方針等を学校ホームページに掲載し、保護者・地域へ広く周知する。

## ②相談体制の整備

### 口教育相談日の設定

・学期に1回、教育相談日を設け、全児童対象の個人面談を行う。

### 口相談しやすい環境づくり

・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携をとり、当該児童や保護者 が相談できる機会を持つようにする。

#### 口相談窓口の周知

・関係機関が設置している相談窓口を子どもや保護者に周知し、教職員に直接話をすることをためらうような場合、学校以外にも相談できる窓口があることを知らせ、いじめの早期発見のネットワークを広げる。

【こども相談室】

筑前町こども未来センター TEL 0120-24-7874

【子どもホットライン24】

県教育庁北筑後教育事務所 TEL 0942-32-3000

【こどもの人権SOSミニレター】 法務局、人権擁護委員

## (3) 発見したいじめへの対処

①いじめの発見、通報を受けたときの対応

### □組織的な対応

・いじめの疑いがある問題が発見された場合、児童支援委員会において、関係児童からの聴き取り等を行い、事実関係をとらえ、いじめとして対応すべき事案か否かを判断し、 町教育委員会に報告、関係の保護者に連絡する。

## ②被害児童及びその保護者への支援

□1次対応 (緊急対応)

#### i)事実関係の正確な把握

・被害児童からの事情聴取は、立場や発達段階を考慮し丁寧に行う。本人の心の痛み を温かく受容し、共感的理解に努め信頼関係を築く。聴取内容の守秘に留意する。

### ii) 安全確保と全面支援(心のケア)

•「あなたが悪いのではない。あなたを守り抜く」ことを明確に伝え不安をできる限り 除去する。必要に応じ緊急避難措置として別室登校(保健室等)も実施する。

## iii)関係者への報告・連絡・相談

・聞き取りを時系列に整理した資料を準備し、速やかに関係職員に報告。保護者に 事実関係と今後の対応を正確に伝え、保護者の思いを十分配慮し問題の解決に向 け理解と協力を得る。保護者への報告は複数の教師で家庭訪問し直接話をする。

## □2次対応(短期対応)

#### iv) 支援体制の確立

・校内いじめ問題対策委員会で、被害児童の指導・援助の方策案を立て、全職員で 共通理解する。被害児童にとって信頼できる教師を担当者にし、被害児童にかか わりの深い教師数名でプロジェクトチームを組織し担当者をサポートしていく。

#### □3次対応(長期対応)

#### v) 対人関係能力の向上と適応促進

・いじめが解決したと見えても陰湿ないじめが続いたり再発したりすることがある。 チェックリストを活用した日常的観察、定期的なアンケート等を通して、継続して十分な配慮を行う必要がある。

#### ③加害児童及びその保護者への指導

## □1次対応(緊急対応)

i ) 事実関係の把握

・冷静かつ客観的に事実と経過を確認する。加害児童が複数の場合は、複数の教師で同時に事実と経過を聴く。事実関係の確認は「いつ、どこで、誰が、何をした (言った)か」具体的に確かめながら記録し事実確認と指導は明確に区別する。

#### ii) 関係者への報告と確認

・事実関係を把握したら迅速に保護者に連絡する。心理的な孤立感、疎外感を与えないよう配慮し毅然と指導する。その際、加害児童の健やかな成長と健全な人間関係の構築のため、学校と家庭が連携して加害児童を見守っていくことを確認する。

## □2次対応 (短期対応)

## iii) 指導方針の立案と共通理解

- ・いじめの態様には「冷やかし・からかい」「仲間はずれ」「言葉での脅し」「暴力」「持ち物隠し」「集団による無視」「たかり」などがある。加害児童も自分がいじめているという認識がない場合が多い。希薄になりがちである。事実関係を確認しながら態様に応じて、当事者の不満や不信の傾聴・受容等も行いながら、行為の理不尽さを理解させるとともに、相手の立場に立って心の痛みや苦しみを感得させ、よりよい解決策を話し合うことが重要である。
- ・いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはぜず、少なくとも次の2つの要件が満たされていることを適切に見定め、判断することが重要である。
  - ①いじめに係る行為が止んでいること(少なくとも3カ月を目安とする)
  - ②被害児童が心身に苦痛を感じていないこと

## □3次対応(長期対応)

## iv) 規範意識の育成と人間関係づくりの改善

・いじめている児童には、自己中心的で、支配欲や嫉妬心が強い等の傾向が見られることもある。これに何らかのストレスが結びつき、その「はけ口」としていじめに発展することがある。日ごろから保護者との信頼関係を築き、共に子どもの成長のために協働していく姿勢が大切である。学校や学級では、共感的人間関係づくりに努め、所属意識や自己存在感が高まるような取組を継続して行う。

## 4)いじめが起きた集団への働きかけ

## 口いじめを見ていた児童への働きかけ

・発見されたいじめを自分の問題として捉えさせる。たとえいじめを止めさせられなくて も誰かに知らせる勇気を持つよう励ます。

## 口いじめに同調した児童への働きかけ

・はやし立てるなどすることは、いじめに加担する行為であることを理解させる。学級全体で話し合い、いじめは絶対許されない行為であり、根絶しようとする態度を育てる。

## ⑤ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書きこみ等については、被害の拡大を避けるため、プロバイダーに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。なお、被害児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

## ⑥関係機関との連携

### □筑前町いじめ問題等の解決に向けた支援会議との連携

・いじめの防止・早期発見に関する助言とともに、いじめ問題の発生にあたり、相談機関 として本会議がある。教育委員会を通じて依頼し、第三者的な立場の専門家による対応 に関する助言を受けながら、学校としての適切な関わりができるようにしていく。

## 口警察との連携

・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、町教育委員会と 連絡を取り、警察署と「相談」して対処する。また、子どもの生命、身体又は財産に重 大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に「通報」し適切に援助を求める。

## (4) 重大事態への対処

重大事態とは、次の事態をいう。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた 疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

上記一の「心身又は財産に重大な被害」とは、「児童生徒が自殺を企図した場合」「身体に重大な傷害を負った場合」「金品等に重大な被害を被った場合」「精神性の疾患を発症した場合」等が考えられる。

上記二の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。 ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

## ①重大事態の発生にともなう町教育委員会を通じた町長への報告

・学校は、重大事態が発生した場合、直ちに学校の設置者に事態発生について報告しなければならない。調査結果についても同様である。

### ②重大事態に係る調査を行う組織の設置と事実関係の調査

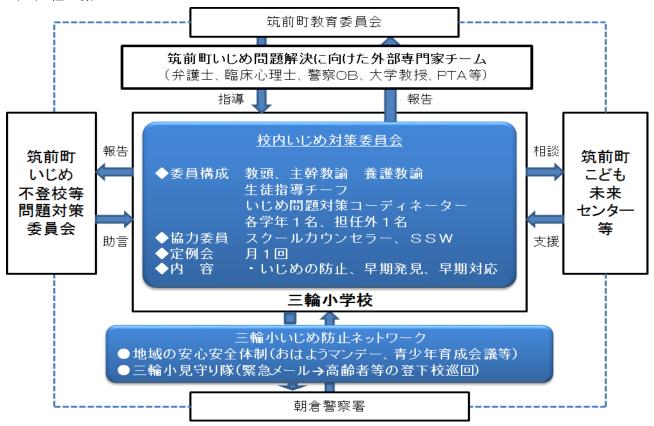
- ・調査の際、学校が調査主体となる場合、調査を行うための組織は、「校内いじめ対策 委員会」を母体とし、当該重大事態の性質に応じて、支援会議の専門家を加えるなど の方法により組織する。
- ・客観的な事実関係を速やかに調査する。たとえ不都合なことがあったとしても、事実 にしっかりと向き合おうとする姿勢で、調査組織に対し積極的に資料を提供する。

## ③学校が調査を行った場合の関係児童及び保護者への情報提供

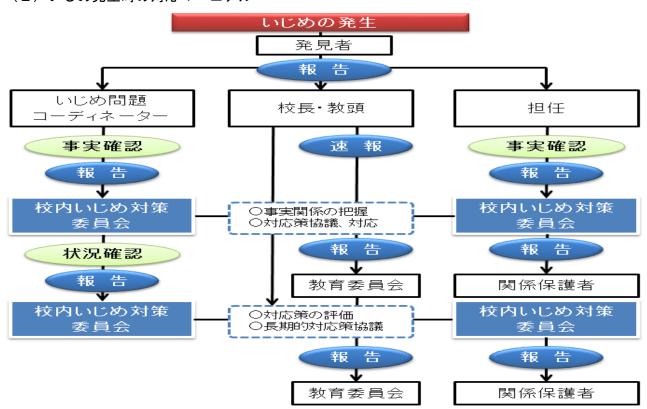
・学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報を 提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係(いじめ行 為がいつ、誰から行われ、どのような態様か、学校がどう対応したか)について、い じめを受けた児童生徒やその保護者に対し説明する。適時・適切な方法で、経過報告 を行う。

## いじめの防止を推進する組織体制

### (1)組織



### (2) いじめ発生時の対応マニュアル



- ○重大事態においては、筑前町教育委員会の指導の下、警察等への報告も必要となる。 ○いじの解決が長引く場合も、関係保護者、特に被害児童とその保護者への経過報告を うやむやにしない。 継続し、
- ○事情聴取、会議等においては、記録を細かくとっておく。